

ロシアによるウクライナ侵略について抗議する決議

今回のロシアによるウクライナ侵略は、国際法や国連憲章の重大な違反であり、力による一方的な現状変更は断じて認められない。ウクライナとロシアの一部地域にとどまらず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態であり、かつらぎ町議会として強く非難する。

一方、こうしたロシアの軍事侵攻に対し、ロシア国民でさえも戦争反対、軍事侵攻反対のデモが行われ、ヨーロッパ、アジア、世界中のあらゆる国々がロシアの軍事侵攻に対し反対の意思を示し、両国の軍事衝突は望まざる行為として、ロシアによる軍事侵攻の即時中止を訴えている。

よって、我々かつらぎ町議会は、ロシア政府に対し、ロシア軍によるウクライナ侵略とウクライナ主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア軍のウクライナ領土から全ての軍隊を即時撤退させ誠実なる国際法の遵守をもって両国間の対話による平和的解決を強く求めるものである。

また日本政府は、在留日本人の安全確保に全力を尽くすとともに、ウクライナ国民への人道的支援、さらにロシアに対して国際社会と連携して、即時効力ある制裁措置を含む厳格な対応を取るよう求める。

以上、決議する。

令和4年3月16日

かつらぎ町議会